

▶ contents.

住宅リフォームに補助金を活用しませんか？ ④

羽幌町学校給食センターからのお知らせ ⑤

まるごと元気アップ教室 参加者募集 ⑧

情報プラザ | いきいき交流センターの指定管理者が変わります ⑫



## 【職員手当の状況】

職員には給料のほか、扶養手当などの職員手当がそれぞれ対象となる職員に支給されます。令和7年4月1日現在の主な手当は表のとおりとなっています。その他に管理職手当などがありますが、その勤務の状況に応じて支給されます。なお、職員手当(退職手当を除く)のうち、住居手当のみ国の制度と一部内容が異なりますが、他の制度については国の支給要件と同じとなっています。

| 扶養手当   | 月 額                    | 特殊勤務手当                                     | 金 額             |
|--|------------------------|--|-----------------|
| 子  | <b>13,000円</b>         | ① 伝染病防疫救治作業手当                              | <b>400円/日</b>   |
| 16歳から22歳までの子   | <b>5,000円</b><br>(※加算) | ② 死体処理作業手当                                 | <b>2,000円/回</b> |
| その他の扶養親族(配偶者除く)  | <b>6,500円</b>          | ③ 野犬掃討作業手当                                 | <b>500円/日</b>   |
| ※ 満15歳に達する日以後最初の4月1日から、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子(高校生・大学生) |                        | ④ 税務外勤手当                                   | <b>300円/日</b>   |
|  |                        | ⑤ 除排雪等業務手当(11月～翌年3月)                       | <b>3,000円/月</b> |
|  |                        | ⑥ 家畜飼育手当                                   | <b>5,000円/月</b> |
|  |                        | 危険・不快・不健康などのほか、特殊な業務に従事した(する)職員に対して支給する手当。 |                 |

| 寒冷地手当                                   | 月 額                   | 住居手当  | 月 額               |
|---|-----------------------|-------|-------------------|
| 11月から翌年3月まで                             | <b>9,800円～26,000円</b> | 自 宅   | <b>2,500円</b>     |
| 冬期間の暖房用燃料等の生計費増に対する補填として、扶養親族の数等に応じて支給。 |                       | 借家・借間 | 上限 <b>28,000円</b> |

| 通勤手当    | 月 額                   | 時間外勤務手当     | 総 額             | 職員1人あたり      |
|---------|-----------------------|-------------|-----------------|--------------|
| 交通機関利用者 | 上限 <b>150,000円</b>    | 支給実績(令和6年度) | <b>33,592千円</b> | <b>391千円</b> |
| 自動車等使用者 | <b>2,000円～31,600円</b> |             |                 |              |

| 退職手当  | 自己都合              | 勤奨・定年               |  |  |
|-------|-------------------|---------------------|--|--|
| 勤続20年 | <b>19.6695</b> 月分 | <b>24.586875</b> 月分 |  |  |
| 勤続25年 | <b>28.0395</b> 月分 | <b>33.270750</b> 月分 |  |  |
| 勤続35年 | <b>39.7575</b> 月分 | <b>47.709000</b> 月分 |  |  |
| 最高限度額 | <b>47.7090</b> 月分 | <b>47.709000</b> 月分 |  |  |

## 【特別職の給料月額等】

町長、副町長および教育長の給料、町議会議員の報酬は次の表のとおりです。(令和7年4月1日現在)

| 理事者 | 給料月額                          | 期末手当           | 議会議員 | 報酬月額            | 期末手当           |
|-----|-------------------------------|----------------|------|-----------------|----------------|
| 町 長 | <b>★731,000円</b> (本則860,000円) | <b>4.60</b> 月分 | 議 長  | <b>275,000円</b> | <b>4.60</b> 月分 |
| 副町長 | <b>★616,000円</b> (本則685,000円) | <b>4.60</b> 月分 | 副議長  | <b>225,000円</b> | <b>4.60</b> 月分 |
| 教育長 | <b>★574,000円</b> (本則605,000円) | <b>4.60</b> 月分 | 議 員  | <b>200,000円</b> | <b>4.60</b> 月分 |

★ 令和5年10月から令和9年5月までの金額

# 職員の給与と職員数のあらまし

町職員の給与は、国・道や他の市町村との均衡を考慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。

町職員の数、令和7年4月1日現在で一般職（特別会計・企業会計等含む全職員）の定数内職員は125名となっています。なお、町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は160名となっています。

## 【人件費と職員給与費】

人件費とは、一般職員に支給される給与のほか、町議会議員・各種委員会委員や会計年度任用職員などの報酬、さらにはこれらの給与・報酬にかかる共済費などの事業主負担分を含む費用のことをいいます。これを令和6年度一般会計の決算でみると、歳出総額74億3,870万円のうち人件費は12億585万円で構成比は16.2%となっています。そのうち職員給与費の状況は次の表のとおりです。

| 年 度   | 職員数 (A)     | 給 料              | 職員手当            | 期末勤勉手当           | 合 計 (B)          | 一人あたり (B/A)    |
|-------|-------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|
| 令和6年度 | <b>106人</b> | <b>399,317千円</b> | <b>78,739千円</b> | <b>163,770千円</b> | <b>641,826千円</b> | <b>6,055千円</b> |
| 令和元年度 | <b>115人</b> | <b>386,904千円</b> | <b>75,049千円</b> | <b>156,585千円</b> | <b>618,538千円</b> | <b>5,379千円</b> |

<sup>(参考)</sup>職員数は令和6年4月1日現在で一般会計分のみ。職員手当には退職手当を含まない。

## 【級別職員数と構成比】

職員の給料表は、職務の内容と責任の度合いに応じて6つの級に分かれており、令和7年4月1日現在の一般行政職の級ごとの職員数と構成比は次のとおりとなっています。

|                      |                             |                             |                             |                             |                           |                             |            |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------|
|                      |                             |                             |                             | <b>主 査 ・ 係 長</b>            |                           |                             |            |
|                      |                             |                             |                             | <b>係 員</b>                  | <b>主 任</b>                | <b>課 長 補 佐</b>              | <b>課 長</b> |
| <b>令和7年</b>          | <b>1級</b><br>11人<br>(11.2%) | <b>2級</b><br>18人<br>(18.4%) | <b>3級</b><br>20人<br>(20.4%) | <b>4級</b><br>25人<br>(25.5%) | <b>5級</b><br>8人<br>(8.2%) | <b>6級</b><br>16人<br>(16.3%) |            |
| <b>令和2年<br/>(参考)</b> | <b>1級</b><br>19人<br>(18.4%) | <b>2級</b><br>15人<br>(14.6%) | <b>3級</b><br>35人<br>(34.0%) | <b>4級</b><br>17人<br>(16.5%) | <b>5級</b><br>7人<br>(6.8%) | <b>6級</b><br>10人<br>(9.7%)  |            |

## 【初任給と学歴別平均給料月額】

職員の初任給と、経験年数・学歴別の平均給料月額は次のとおりとなっています。(表中、各項目の年数は経験年数を表しています)

| 区 分 | 初任給             | 10年～14年         | 15年～19年         | 20年～24年         | 25年～29年         | 平均年齢         | 平均給料月額          |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 大学卒 | <b>220,000円</b> | <b>280,900円</b> | <b>307,100円</b> | <b>359,100円</b> | <b>382,800円</b> | <b>42.8歳</b> | <b>326,449円</b> |
| 高校卒 | <b>188,000円</b> | <b>252,500円</b> | <b>271,600円</b> | <b>315,100円</b> | <b>349,200円</b> |              |                 |

| 区 分 | 初任給             | 10年～14年         | 15年～19年         | 20年～24年         | 25年～29年         | 平均年齢         | 平均給料月額          |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 大学卒 | <b>182,200円</b> | <b>256,900円</b> | <b>316,900円</b> | <b>350,100円</b> | <b>348,400円</b> | <b>39.3歳</b> | <b>291,822円</b> |
| 高校卒 | <b>150,600円</b> | <b>216,200円</b> | <b>281,300円</b> | <b>306,000円</b> | <b>344,400円</b> |              |                 |

広報誌で発表した数値を再掲。経験年数は平均値。

📍 お問合せ 総務課職員係 ☎ 62-1211

# 住宅リフォームに補助金を活用しませんか？



現在お住まいの住宅で、増築、改築、修繕などを行う方を対象に費用の一部を助成する「住宅改修促進補助事業」を実施しています。この事業は令和6年度から令和8年度までの3年間の期限付きの制度ですので、対象となる工事をお考えの方は、ぜひご利用ください。

## 補助金額

20万円（補助は同一世帯につき3年間のうちで1回限り）

## 補助予定件数

40件（予定件数を超えても受付期間中に申請があり、交付条件等に該当するものは原則すべて補助対象とする方針です。そのため抽選はしません。）

## 補助金の交付条件

次の項目にすべて該当していること

|       |   |
|-------|---|
| 対象者   | <ul style="list-style-type: none"><li>・羽幌町に住民登録がある方</li><li>・町税および使用料を滞納していない方</li><li>・申請者本人および同居の親族が暴力団員でない方</li></ul>  |
| 対象住宅  | 申請者本人または3親等以内の親族が所有している住宅かつ現在自己が居住している住宅  |
| 対象工事  | 増築工事、改築工事または修繕、模様替え工事   |
| 施工業者  | 「羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録」を受けている事業者  |
| 工事費用  | 100万円以上のもの<br>※設計費や外構工事費（通路舗装、車庫など）、消費税などは補助対象外です   |
| その他条件 | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和9年3月10日までに工事が完了し、工事が完了した日から30日以内または同年3月20日のいずれか早い日までに事業完了届を提出すること</li><li>・他から補助を受けられる場合、その対象費用は含まない場合があります</li><li>・同一年度で町の空き家対策補助金との併用はできません</li></ul> |

## 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年10月30日（金）

## 申請方法

原則、工事に着手する前に申請が必要です。

（申請書に必要な書類や手続き等について、詳しくは町ホームページで確認いただくか、町民課町民生活係までお問合せください。）



町ホームページは  
こちらからご覧ください

町内建設事業者のみなさまへ

## 住宅改修促進補助事業資格登録事業者を募集します

住宅改修促進補助事業の対象となる工事を行うには、あらかじめ「羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録事業者」としての登録が必要です。随時受け付けていますので、受注を予定されている事業者はお申込みください。

なお、令和7年度までに登録している事業者については手続きは不要です。内容の変更や登録を廃止する場合、別途お問い合わせください。

- ◆ 登録できる事業者
  - ・ 羽幌町内に主たる事業所があり、建設業等を営む方（個人・法人は問いません）
  - ・ 住宅改修工事を自ら施工し、町が指定する期間までに完了することが可能な方

- ◆ 登録受付方法
  - [ 受付期間 ] 随時
  - [ 申込書類 ] 役場窓口で配布(町ホームページからもダウンロードできます)



町ホームページ

➡ 申込先・お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)

## 羽幌町学校給食センターからのお知らせ

### 4月から市街地区学校給食の調理業務をコープフーズ留萌工場が行います

子どもたちへの安定した学校給食の提供、調理員不足の解消、町財政の負担軽減を目的として、4月から市街地区学校給食の調理業務をコープさっぽろ関連会社のコープフーズ留萌工場に委託します。

コープフーズ留萌工場で調理後、温食缶や冷蔵BOXにより配送されます。お弁当形式ではなく、自分たちで盛り付けて食べる形式に変更はありません。これまでと同様に国の学校給食摂取基準に基づき、主食(米飯・パン・麺)、副食(主菜・副菜)、汁物、牛乳で構成するバランスのとれた完全給食を提供します。また、医師の診断書の提出など必要な手続きを行うことで、アレルギーに対応する給食提供が可能となります。



提供される学校給食の一例

### 4月から町内全ての小・中学生の給食費を完全無償化します

令和8年度から始まる国の制度により、小学校の給食費は4月から無償になります。

また、子育て支援の充実として同時期に実施される町の政策により、中学校も町独自で無償化し、町内全ての小中学生の保護者負担の軽減を図ります。

|              | 現行(令和8年3月まで)   | 令和8年4月から     |
|--------------|--|--------------|
| 学校給食費の保護者負担額 | 第1子の小学生：年額 30,000円<br>第1子の中学生：年額 36,000円<br>第2子以降は無償 | 町内全ての小中学生が無償 |

➡ お問い合わせ 学校管理課 ☎ 68-7010(課直通)

# 市街地区で 町政懇談会を 開催しました



昨年11月27日に中央公民館で町政懇談会を開催しました。はじめに町からハートタウンはぼろの2階に公民館機能の一部を移転することについて、続いて旧加藤病院建物を福祉関係団体の事務所として活用することについて説明を行い、その後意見交換を行いました。みなさんからいただいたご意見等の要旨を抜粋してご紹介します。

◆印は参加者の発言内容  
▼印は町長はじめ、町の発言内容です。

（ハートタウンはぼろの2階の活用と移転後の中央公民館の機能について）

◆図書室の使用時間は、現在は17時までだが、移転後も同じか。  
▼現在、担当課とも協議中だが、開館時間を延ばすことができないか検討している。  
◆小ホール機能を移転することのだが、移転後の場所と同規模の会議等を開催できるのか。

▼小ホールと同等以上の広さがあり、静かな会議ができると思う。  
◆図書室横のホールを利用して、あざらしお話し会の読み聞かせや音楽などを実施し、1階の研修室で道具を作ったり、練習をしている。移転後の施設でそのようなスペースはあるか。  
▼十分できると思う。具体的な使い方については、担当課と相談させてもらいたい。

◆夕方から小ホールでダンスの練習をしているため、移転後の図書室の開館時間が延長されるのであれば、音響面で活動できなくなる。総合体育館など別の場所でも難しい面もあり、代替案があればうれしい。

▼どのような使い方を、どこに移って利用することができるか、じっくり検討していきたい。  
◆中央公民館3階にある調理室も使えなくなるのか。自治体にあるべき機能だと思う。  
▼すこやか健康センターにある調理実習室等、代わりの機能がある施設の活用も考えていく必要がある。

◆観光関連について  
◆ホテルの売店が羽幌町の道の駅の位置づけになっているが、羽幌のものをたくさん売る場所を国道沿いに作れないか。  
▼羽幌の道の駅は、サンセットプラザの他にバラ園、海鳥センターを含めて指定されている。そのような声が町民の中にすこく多くあることは理解しているが、現在の公共施設マネジメント計画では、向こう10年間は新規事業を計画していない。

◆秋まつりについて、たくさん町民が集まってきているのに開会の合図がなく自然に始まった感じがする。会場全部に聞こえるようにすべき。  
また、子どもたちがダンスをしているすぐ近くに喫煙ブースを設置していたのはいかがか。  
▼来年度の開催に向けて、方策を考えたい。

## （自然再生エネルギーについて）

◆現在、町内に風車が約60基、その他に大型風車や太陽光を計画している説明会が開催された。  
羽幌の自然が壊されていく。それで本当に良いのか。  
▼元々風力に対して無防備な地域であったが、急にたくさん的小型風力が建った際に条例を制定。それ以降、建設されたのは1基のみ。  
今お話があった大きな風車については1基で、それ以外はまだ具体的には決まっていないと事業者から直接伺っている。  
太陽光についても心配だというのはおっしゃる通り。国は基本的に推進しており、一自治体が規制するのは中々難しいが、事業者から相談があった際は、これらの点を踏まえ、慎重に進めていきたい。あふれるだけ建てるという考え方は持っていない。

## （旧武道館売却について）

◆8月頃旧武道館を売却するという話があった。街中で交通量が多い場所にある広い土地を企業が購入すると、どのように使用されるか懸念している。売却に至った経緯を聞きたい。  
▼公共施設マネジメント計画では、今まで用途廃止した財産は基本的に除却・更地にして再利用する考え。昨今は解体費も高騰していることもあり、まずは、廃止した建物について再利用予定がないものは売却に出すという考えに変更した。  
旧武道館については、広報で売却にかけた際に町外企業から申し入れがあり、契約を交わした。諸々の手続きを経て、所有権移転の運びとなる。

## （町内会について）

◆後継者や会長になる人がいなくて、もう成りゆかない。実際に解散した町内会があり、今後増えていくことも懸念される。町としても防災の関連もあり、色々と影響があると思う。どのように認識しているか。  
▼町でも相談は受けている。役場から絶対残してくださいとも言えず、近隣の町内会の方に相談してはというのはお話ししている。  
高齢化や色々な要素があって考え方が変化したこともあるが、何かあったときに連携が取れる、機能化できるような仕組みを考えなければならぬ。

↓お問合せ  
地域振興課広報広聴係  
☎6817013（課直通）



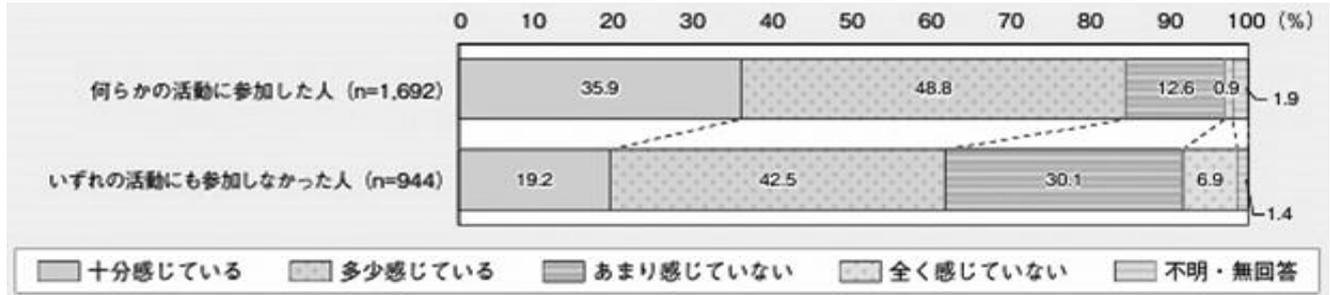
# 社会参加で生きがいづくり

文 = 佐々木 あゆみ (保健師)

みなさんは、趣味、ボランティア、サロンなど何らかの社会参加をされていますか？

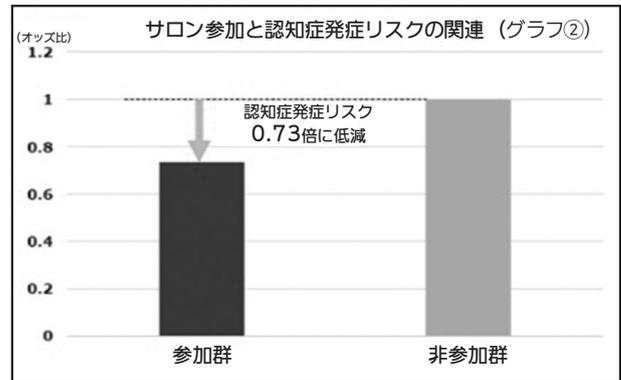
65歳以上の方へのアンケート(グラフ①参照)では、何らかの活動に参加している人は、生きがいを「十分感じている」または「多少感じている」との回答が84.7%で、いずれの活動にも参加しなかった人に比べて23.0%も高くなっていました。

65歳以上の方へのアンケート (グラフ①)



(出典:内閣府「令和7年版高齢社会白書」参照)

また、サロンなど何らかの活動に参加している人は、参加しなかった人に比べ、認知症発症リスクが約3割低下したという結果もあります(グラフ②参照)。要介護認定を受けるリスクについても約3割低下、参加している活動の場の種類が多いほど、要介護認定を受けるリスクも減少するという報告も出ています。



(出典:日本老年学的評価研究(JAGES)参照)

羽幌町でも、活動の場として介護予防教室「まるごと元気アップ教室」を週1回実施しています。ぜひ、一緒に楽しみながら、生きがいづくりや介護予防に役立てましょう！

介護予防の運動をしながら、一緒に楽しい時間を過ごしませんか？

## まるごと元気アップ教室

### 参加者募集

- 日時** 令和8年4月～令和9年3月 毎週水曜日 ※12月～2月はお休み  
午前の部:10時00分～11時30分 午後の部:12時30分～14時00分
- 対象** 65歳以上の町民の方
- 場所** すこやか健康センター
- 料金** 月額:1,000円 (初回体験無料)
- 講師** NPOソーシャルビジネス推進センターより健康運動指導士を派遣予定
- 申込締切** 3月25日(水)

#### 教室の内容

- ・保健師による体調確認
- ・脳トレーニングクイズ
- ・体操、筋力トレーニング
- ・体を使ったレク
- ・体力測定

☎ 申込み・お問合せ すこやか健康センター内 地域包括支援センター ☎ 62-6021

中央公民館

# 図書室だより

books.

【開館時間】 10時00分～17時00分

【電話】 0164-62-1178 (中央公民館内)



(新刊や蔵書は  
羽幌町ホームページで検索できます)



## ◇◇◇ あたらしい本 ◇◇◇

### 一般書

白鷺立つ 住田 祐 著

花と短歌でめぐる二十四節気花の色いろ

俵 万智 季節の案内人、浦沢 美奈 花・写真

モダンカリグラフィー入門

カーラ・リム 著、岡本 さくら 監修

あの冬の流星 朝倉 宏景 著

ぼくたちはどう老いるのか 高橋 源一郎 著

### 児童書

マイクラフト

MINECRAFTゾンビ使いあらわる!

ニック・エリオポラス 作、浜野 アキオ 訳

かんたん! つくれる! LaQ 2 はたらく車

世界文化社 出版

ねえねえいっしょ Serico 作

めいろで! にゃんこ大戦争

あちこち出かけ迷ってばかりにゃ編 小学館 出版

自分だけの秘密 日本児童文芸家協会 編

## ◇◇◇ 今月のおすすめ図書 ◇◇◇



サラブレッド大辞典  
ウマフリ 編著

初心者からベテランまで、競馬を愛するすべてのファンに向け、豊富なイラストと図版で「走る芸術品」サラブレッドの魅力を余すところなく紹介する。育成、生産や競馬に関わる仕事など関連知識も網羅。

はるか遠くの星「ピスタチオ星」から調査団がやってきた。彼らの任務は、地球にある物をできるだけたくさん集めること。チャンスは10回。彼らはある条件を決めて、物を集めはじめ…。



ちきゅうちようさだん  
大串 ゆうじ 作

## 図書室カレンダー

| 3月 |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    |    | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 |    |    |    |    |

| 4月 |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |

○印は「図書室がお休み」の日です

☆印は「あざらしおはなし会」の日です

### 春休みおはなし会

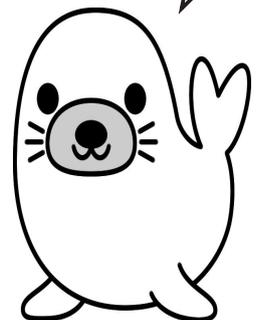
日時： 3月22日(日) 14時00分から  
場所： 北海道海鳥センター(映像ルーム)

### あざらしおはなし会

日時： 4月11日(土) 14時00分から  
場所： 中央公民館2階ロビー(図書室横)

いずれも参加費無料、事前申込み不要です。  
どなたでも参加できますので、ぜひ、お越しください。

えほんをよんだり  
おんがくをやるよ!  
あそびにきてね!





内田隊員

行方隊員

うちだ なめかた  
**内田・行方の**  
**地域おこし協力隊が行く**  
**Vol.8**

羽幌町地域おこし協力隊の内田さん、行方さんの活動をご紹介します。

### 内田隊員

#### スノーフェスティバルに参加

2月1日に町民スキー場「びゅー」で『2026はぼろスノーフェスティバル』が行われ、私は実行委員として準備や当日の雪上バナナボート体験、マシュマロ配布などを担当しました。他にもスノーフラッグ大会、トランポリン体験、豚汁の無料配布、餅まきなど、盛りだくさんな内容でした。天気も大崩れすること無く、ご来場頂いたみなさんにはとても楽しんでもらえたと思います！

私が所属している部署では、夏はマラソン大会、冬は今回のスノーフェスティバルなどの運営を担当しています。このようなまちのスポーツイベントにも注力しながら、私の地域おこし協力隊としてのミッション「スポーツ振興」を引き続き行なっていきたいと思っています。



### 行方隊員

#### 葛西臨海水族園で羽幌町の魅力を発信！ 物産展&講演会「つどえオロロ〜ン！」

1月17日・18日の2日間、東京都の葛西臨海水族園で「北海道羽幌町物産展」を開催しました。会場では上築有機米生産組合の「特別栽培米おろろん」や北るもい漁業協同組合の「甘えび出汁ラーメン(味噌)」など、シーバードフレンドリー認証事業者の商品を販売したほか、オロ坊によるPRも行い会場が大いに盛り上がりました。

また、講演会では、環境省や町による保全活動の発表に加え、羽幌高校生による天売島海岸清掃レポートの紹介も行いました。地元の高校生が主体的に関わる環境保全活動を発信し、羽幌町の自然環境と人の活動について広くアピールできたと感じています。

「また近いうちに天売へ行きたいな」そのような言葉も頂き、島の魅力を再確認できた嬉しい一日でした。もうすぐ海鳥のシーズン到来です。東京で出会ったみなさんと、今度は羽幌で再会できることを願っています。



羽幌町地域おこし協力隊の活動は  
 インスタグラムでもご覧いただけます

こちらからご覧ください ⇒





## まちの出来事

from.  
photoclip

2月 | FEBRUARY



**1** ~ **2** 町民スキー場「びゅう」ではぼろスノーフェスティバルが開催されました。今年追加されたスノーフラッグ大会では、子どもたちが山の中腹に設置されたフラッグを目指し、きつい傾斜を元気よく駆け上りました。また、同日開催の2026 3rd HABOROびゅうCUPでは、町内外から参加した約20人の選手たちがゲレンデに作られたジャンプ台で技を披露し、会場を盛り上げていました。(2/1)

**3** 町内で働く技能実習生と町民がミニバレーで交流するイベントが総合体育館で行われました。10チームで熱戦が繰り広げられ、参加者は、1点でも多く取ろうと全員がコートを必死に駆け回りました。(2/15)

**4** 道北土木株式会社が地域貢献事業として、南町グラウンドの雪割り作業を実施しました。(2/25)

まちの出来事は町ホームページの「フォトクリップ」コーナーや町公式Instagramでもご紹介しています。

町ホームページ  
フォトクリップ



町公式  
Instagram



## まちの法律 ひまわり便り

### 「生成AIを使うまでに知っておきたいこと」

最近、文章や画像を自動で作ってくれる「生成AI」を日常的に使う方も増えてきました。

手軽に使える生成AIですが、入力する文章は、あなた自身の情報そのものです。個人情報保護法は、個人情報は人格と結びついた大切なものにとらえ、誰にどこまで知られるかを自分でコントロールする考え方を前提にしています。個人情報保護委員会も、本名や住所、病歴などを生成AIに入力すると、その情報がAIの学習に使われ、不正確な形で他人に知られてしまうおそれがあると注意喚起しています。

また、著作権法の観点からは、文化庁は、生成AIの学習自体は一定の条件で認めつつも、既存の小説やイラストに酷似した生成物の公表は著作権侵害になり得ると整理しています。

AIは法律上あくまで高度な道具であり、使い方の責任は人や企業が負うと整理されています。「誰に見られてもよい情報だけを入れる」「他人の著作物は打ち込まない」という線引きが重要です。

留萌ひまわり基金法律事務所  
弁護士 海北健太 ☎ 0164-42-3341

3月に入り、進学、就職、転勤などに伴う引越して人の動きが慌ただしくなる時期になりました。今月の情報プラザでは、引越しなど多量に出るごみの出し方についてお知らせしていますのでご確認ください。また、いきいき交流センター(サンセットプラザ)の指定管理者の変更についても掲載していますのでご覧ください。

## お知らせ

### いきいき交流センターの指定管理者が変わります

4月1日から、いきいき交流センター(サンセットプラザ)の管理・運営を行う指定管理者が次のとおり変更となります。

#### 【新指定管理者】セントラルリーシングシステム株式会社

指定管理業務の引継のため、次の期間は一部サービスが休業となります。

| 休業期間        | 休業するサービス    | 備考               |
|-------------|-------------|------------------|
| 3月24日～3月29日 | レストラン<br>宿泊 | 予約済みの宴会、温泉、売店は営業 |
| 3月30日～4月1日  | 全館          |                  |

お問合せ 商工観光課観光振興係 ☎ 68-7007 (課直通)

### 体育施設を定期利用する団体は申込みを

5月から10月までの期間中に各体育施設の定期利用を希望する団体は、使用団体登録票を提出してください。  
※ 令和7年度利用団体には個別にお知らせします

#### 体育施設

- ▶総合体育館 (アリーナ・武道場・多目的室・研修室)
- ▶羽幌小学校体育館 ▶羽幌中学校体育館
- ▶スポーツ公園 ▶南町ゲートボール場
- ▶南町グラウンド ▶テニスコート
- ▶天売、焼尻 各小中学校体育館

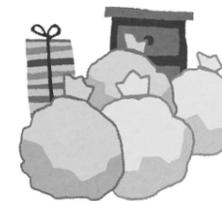
提出期限 4月8日(水)

#### 提出先・お問合せ

総合体育館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-6030

### 引越しなど多量に出るごみの出し方

春は引越しや片づけなどで多量のごみが出ますが、一度に出してしまうとごみステーションがいっぱいになり、ほかのご家庭に迷惑をかけてしまいます。また、粗大ごみの回収は1回につき1世帯3枠までとなっています。一度に多量のごみが出る場合には、収集運搬許可業者に依頼するか、きらりサイクル工房へ直接搬入し、適切に処理してください。



#### ◇ 業者に依頼する場合

羽幌町の一般廃棄物収集運搬許可業者は次のとおりです。きらりサイクル工房での処理料金と収集運搬料金が別にかかります。詳しくは各業者にお問合せください。

| 一般廃棄物収集運搬業者名    | 住所   | 電話番号         |
|-----------------|------|--------------|
| (有) 広栄重機        | 南大通4 | 62-2018      |
| (有) 工藤清掃事務所     | 朝日   | 62-4654      |
| (有) 竹内重機運輸      | 寿町   | 62-1491      |
| (有) 苫前砂利        | 港町3  | 62-1338      |
| 天売小型運輸(有) ※天売島内 | 天売   | 01648-3-5116 |
| (株) 焼尻小型 ※焼尻島内  | 焼尻   | 01648-2-3560 |

#### ◇ 個人で直接搬入する場合

事前に役場窓口で「一般廃棄物搬入許可」の手続きが必要です。料金などの詳細は下記までお問合せください。

お問合せ 町民課環境衛生係 ☎ 68-7003 (課直通)

### 広域火葬場はまなす聖苑からのお知らせ

4月1日からペット炉の使用料が次のとおりとなります。なお、受入れの上限は、従来どおり50kg未満です。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

| 単位 | 使用料      |
|----|----------|
| 1体 | 15,000 円 |

※ 令和8年4月1日申込み分から適用

お問合せ 町民課環境衛生係 ☎ 68-7003 (課直通)

### 羽幌町福祉ハイヤー乗車券の利用について

町では、高齢者等の外出機会の確保のため町内在住の80歳以上の方および該当する障がいをお持ちの方を対象に福祉ハイヤー乗車券を交付しています。令和7年度の利用期限は3月31日までのためお早めにご利用ください。なお、4月以降の乗車券に関しては3月中に案内文を送付します。

お問合せ 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004 (課直通)

### 2月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から2月における各件数などのお知らせです。

#### 交通事故情報

| 区分   | 当月 | (1月からの累計) |
|------|----|-----------|
| 発生件数 | 0件 | ( 0件)     |
| 死者   | 0人 | ( 0人)     |
| 負傷者  | 0人 | ( 0人)     |

#### 消防情報

| 区分     | 当月  | (1月からの累計) |
|--------|-----|-----------|
| 救急出動件数 | 25件 | ( 60件)    |
| 搬送人員   | 24人 | ( 57人)    |
| 火災件数   | 0件  | ( 0件)     |
| 損害額    | 0円  | ( 0円)     |
| 死者     | 0人  | ( 0人)     |
| 負傷者    | 0人  | ( 0人)     |

### 春のクマに注意

春はクマが冬ごもりから目覚め食べ物を探して動きます。また、メスのクマが冬の間に出産した子グマを連れてくる可能性があり、子グマを守るために神経質になっています。クマと遭遇しないよう次のことに注意してください。

#### ● 朝夕の行動は避ける

明け方と夕方はクマの活動が活発です。山中に入らないようにしましょう。

#### ● クマのいる場所に近づかない

クマは草や木の芽を好んで食べるため、山菜採りの際に遭遇する危険性があります。クマの足跡やフンなどを見つけたら近づかずに引き返しましょう。

#### ● 笛、ラジオ、鈴の携帯を

人の気配を感じたらクマは避けていきます。笛、ラジオ、鈴など音の出る物を携帯しましょう。

クマを目撃した場合は、下記までご連絡ください。

連絡先 羽幌町役場 ☎ 62-1211 (代表番号)  
羽幌警察署 ☎ 62-1110

### なだれに注意しましょう

春の暖かさを感じられるこの時期には、なだれに注意が必要です。気象台では、なだれが発生しやすい気象状況が予想された場合に、「なだれ注意報」を発表して注意を呼びかけています。登山やスキーなどの際には、最新の天気予報や防災気象情報を確認して、急な斜面などの危険な場所には近づかないようにしましょう。

お問合せ 旭川地方気象台 ☎ 0166-32-7102

### ダンスグループLUSHとのコラボ動画が完成!

1月12日に開催の「セーフティムーブメント(地域安全)をダンスで! ~羽幌警察署啓発活動~」で披露した「羽幌警察署 & LUSH☆DANCE 相談ダイヤルのテーマ」の動画が完成しました。ぜひ、ご覧ください。



こちらから見る您可以通过 ⇒



羽幌警察署 ☎ 62-1110

相談ダイヤルのテーマ (YouTube)

### 共同募金へのご協力ありがとうございました!

令和7年度赤い羽根共同募金および歳末たすけあい運動の街頭募金の実施や募金活動にご協力いただいた全てみなさまに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

#### 赤い羽根募金総額: 1,389,398 円

※ 町内で福祉活動を行う団体の活動費の一部に活用されます

#### 歳末たすけあい運動募金総額: 854,819 円

※ 低所得者世帯への義援金や福祉灯油等に活用しました

羽幌町共同募金委員会(羽幌町社会福祉協議会内)  
☎ 69-2311

# 健康

## 北海道立羽幌病院からのお知らせ

令和8年4月分外来診療体制について、医師の異動等により、現在、日程を調整中です。

決まり次第、病院のホームページに掲載しますのでご確認ください。

北海道立羽幌病院ホームページ



お問合せ 北海道立羽幌病院 ☎ 62-6060

## 4月の保健・子育てカレンダー

町内の保健事業や子育て教室の日程です。

| 日程        | 事業                | 受付・実施時間 | 会場     |
|-----------|-------------------|---------|--------|
| 毎週<br>火・金 | うさこちゃん<br>遊びの広場 ★ | 9時30分～  | 健康センター |
| 毎週水       | すくすく ★            | 9時30分～  | 健康センター |
| 毎週木       | あいあいサークル ★        | 9時30分～  | 健康センター |

※ 4月1日のすくすくはお休みになります

お問合せ すこやか健康センター内  
★子育て支援センター ☎ 62-1656

### 「ごごうさ」開放中です！ (13時00分～16時00分)

子育て支援センター(すこやか健康センター内)には保育士が常駐しており、小学校入学前のお子さんと保護者を対象とした遊び場を開放しています。育児相談等も随時行っていますので、ぜひご利用ください。

#### 〈お知らせ〉

「ごごうさに行きたいけど、小学生の兄姉がいるから行けない！」という方、乳幼児の弟妹が利用している場合は、一緒に小学生も入室可能です。

※ ただし、保護者の同伴が必要です

※ 4月1日のごごうさはお休みになります

# 相談

## 4月の行政相談

行政に関することでわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日 時 4月8日(水) 13時00分～15時00分  
会 場 役場1階 記者室  
お問合せ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003 (課直通)

## 令和8年度の年金相談について

日本年金機構留萌年金事務所では、年金加入状況の確認、納付書や基礎年金番号通知書再交付申請手続きなど年金に係る相談を受け付けています。

次の日程で行いますので、希望される方は、相談日の一週間前までにご予約ください。(定員になり次第、締め切る場合があります)

| 日 程 | 開設日       | 予約申込締切日   |
|-----|-----------|-----------|
|     | 5月21日(木)  | 5月14日(木)  |
|     | 7月16日(木)  | 7月9日(木)   |
|     | 9月17日(木)  | 9月10日(木)  |
|     | 11月19日(木) | 11月12日(木) |
|     | 1月21日(木)  | 1月14日(木)  |
|     | 3月18日(木)  | 3月11日(木)  |

開設時間 10時00分～16時00分(正午～13時00分は除く)  
※ 最終受付時間は15時00分

会 場 中央公民館

予約・お問合せ  
日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211  
自動音声案内 ①⇒②

**さしのべる 手のぬくもりを どの子にも**

-進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止-

**万引きは犯罪です**

**20歳未満のお酒やたばこは禁止されています**

**大麻は脳に影響を与える違法な薬物です**

**「闇バイト」で犯罪に加担しない**

**インターネットの世界は危険がいっぱい**

生活環境の変化に伴い、少年の非行・犯罪被害が心配な時期です。小さな変化に気づいたら、困ったことがあればすぐに警察に相談を

## 羽幌町会計年度任用職員の募集

次のとおり会計年度任用職員を募集します。  
希望される方はご応募ください。

### ◆ スポーツ施設の作業員

**募集人員** 若干名  
**勤務場所** スポーツ公園(栄町243番地)  
南町運動広場(南町1番地の2)  
総合体育館(朝日31番地の1)  
ほかスポーツ施設  
**業務内容** スポーツ施設・設備の維持管理、  
草刈り業務 等  
**雇用期間** 5月1日～10月31日  
**勤務時間** 月～金曜日  
9時00分～17時30分(休憩1時間)  
**休 日** 土・日曜日、祝日  
**資格要件** ・羽幌町に在住(予定含む)し、通勤可能な方  
・普通自動車免許を有する方(AT限定不可)  
※刈払機の取扱い経験がある方が望ましい  
**報 酬** 日額 9,751円～  
(ほか期末手当等支給予定)  
**福利厚生** 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、  
非常勤公務災害補償に加入  
**応募方法** 市販の履歴書(顔写真貼付)に必要な事項を  
記入し、期限まで提出ください(郵送可)  
**選考方法** 履歴書による書類審査後、面接  
(日時・場所は後日通知します)  
**応募期限** 4月10日(金) 17時00分必着  
**応募先・お問合せ**  
総合体育館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-6030

## 財務専門官採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財政、金融等のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

受付期限 3月23日(月) [受信有効]

#### 受験資格

- ① 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
- ② 平成17年4月2日以降生まれで、大学または短期大学もしくは高等専門学校を卒業した方および令和9年3月までに卒業する見込みの方

第1次試験日 5月24日(日)

#### 試験の申込方法

こちらから直接お申込みください ⇒



#### お問合せ

財務省北海道財務局総務部人事課人事係  
☎ 011-709-2311(内線4252)

# 募集

## 北海道後期高齢者医療広域連合 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民のみなさまの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議する運営協議会委員を募集しています。

**応募資格** 道内在住の満18歳以上の方  
(議員・公務員等を除く)

**募集人数** 5名

**任 期** 令和8年7月から2年間  
(開催は年2回を予定しています)

**選考方法** 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

**報 酬 等** 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

**応募方法** 北海道後期高齢者医療広域連合ホームページおよび福祉課国保医療年金係にある応募要領を参照してください

**応募期限** 4月30日(木)

**お問合せ** 北海道後期高齢者医療広域連合  
☎ 011-290-5601



## 北海道警察官募集中

警察官の仕事は、防犯活動や交通指導取締など多岐に渡ります。仕事のやりがいはもちろん、休暇や給料、育児や介護との両立などの私生活を充実させたい方に魅力的な組織です。

次のとおり募集していますので、希望される方はご応募ください。

採用予定人数 250名程度

〔男性A区分:140名程度、男性B区分:40名程度〕  
〔女性A区分:50名程度、女性B区分:20名程度〕

A区分:大学(短期大学を除く)を卒業した方、または令和9年3月末までに卒業見込みの方

B区分:A区分に該当しない方  
(主に高校・短期大学卒業程度)

**受験資格** 平成6年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方

**受付期限** 4月10日(金)17時まで

**お問合せ** 羽幌警察署 ☎ 62-1110



## 人のうごき

令和8年2月中の掲載希望届出分

### おくやみ

|         |     |      |
|---------|-----|------|
| 小野 博子さん | 88歳 | 焼尻   |
| 佐藤 鶴子さん | 97歳 | 栄町   |
| 嶋元 力雄さん | 90歳 | 港町   |
| 本間 雄三さん | 85歳 | 南2の1 |
| 林 桂子さん  | 88歳 | 南大通3 |
| 岩崎 容子さん | 87歳 | 北2の1 |
| 渋谷 梅子さん | 70歳 | 幸町   |

### 戸籍の届出について

戸籍の届出は休日も対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がありますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。(☎ 68-7003)

### 人口と世帯数(2月末)

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 人口  | 5,752人  | (- 7) |
| 男   | 2,800人  | (- 1) |
| 女   | 2,952人  | (- 6) |
| 世帯数 | 3,281世帯 | (+ 4) |

( )は前月比

### 編集後記

佐々尾先生、長年「Dr.佐々尾の健康カルテ」を連載いただきありがとうございました。

私が広報はぼろを担当した頃には既に連載が始まっていましたが、多くの方々に読んでいただきたいという思いから、令和2年6月号以降、毎年1月号を除く月の裏表紙に掲載させていただきました。

この度、道立羽幌病院を去られるため、本連載につきましても終了となりますが、新天地でも変わらぬご活躍を期待しています。(N)



## Dr. 佐々尾の健康カルテ

### 最終回

2013年4月から道立羽幌病院で勤務いたしました。2026年3月末で退職することとなりました。これに伴い、このコラム欄は今回が最終回となります。2013年10月に始まり、今回でキリよく150回目になります。

このコラム欄は、当時の福祉課長さんと飲み会の席で一緒にしたことを機に、このような機会をいただくことになりました。150回になりますので、同じ病気の話も度々登場しましたが、できる限り切り口が違うようにしてきました。伝えたいことが多く、それを約1,000字強程度におさめることは、なかなか骨の折れる作業でした。ただ、定期外来で普段お会いしている方には「毎回読んでタメになるよ」「今度は糖尿病の話を書いて」など伝えていただいたり、予約外の外来でたまたまお会いした方から「コラムを書いている先生ですね！」と声をかけていただくことが、外来で何かしらの話をするきっかけの1つになりましたし、執筆の励みになりました。

赴任してから13年間、さまざまな出来事を思い出します。2018年の胆振東部地震のブラックアウトの際は、みなさんが互いに気遣い合う様子を見聞きし、いざという時に「互助」が機能しており、都会とは違うことに感服いたしました。2021年の新型コロナワクチン接種では、初期にはほぼ全ての方が接種され、町民のみなさんの意識の高さが垣間見えました。介護福祉関係者のみなさまとは、風通しの良い連携体制が年々できあがり、おかげさまで学会に呼んでいただき紹介できるほどにまでこの地域連携が成長でき、今後も医師が変わったとしても持続可能なものであると確信しております。

診療では「自分の親にしない治療はしない」ということを念頭に置いていました。一例として眠剤や安定剤について、当地では多くの方に処方されている状況にあり、私が着任して早い時期に保健所の保健師から「異常です」と指摘をいただいたことは大変重く受け止めました。これは患者さんご自身が悪いのではなく、私も2008年に一度当院で勤務しており違和感なく処方していましたが、私も含め過去の医師の責任でもあったと思います。患者さんは医師を信用し、処方されたものを服用します。私たち医師が転倒や認知症などのリスクを知りながら、その危険を負わせてしまっていた反省のもとに、内服薬ではなく生活習慣指導を中心になりました。患者さんの中には処方されなかったこと、変更すべきであると指摘されたことを不快に思われた方もいらっしゃるかもしれません(一方で眠剤を止めてスッキリしたと報告して下さった方も多くいます)。これに限らずご自身の意に沿わないこともあったかもしれませんが、このような思いがあったことも御理解いただければと思います。

13年間、誠にありがとうございました。今後の羽幌町民のみなさまの健康と御多幸をお祈り申し上げます。

(北海道立羽幌病院 副院長 佐々尾 航 医師)

